

制度班 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和6年7月1日適用

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	文書管理規則の別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間終了時の措置	
法令の制定又は改廃及びその経緯										
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 庁議の決定 	法律	福島特措法	福島特措法関係（令和〇年度）	20年	2(1)①1(1)	移管
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事の記録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 						
			③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 						
		(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ） <ul style="list-style-type: none"> 法制局提出資料 審査録 	2(1)①1(2)						
		(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ） <ul style="list-style-type: none"> 各省への協議案 各省からの質問・意見 各省からの質問・意見に対する回答 	2(1)①1(3)						
(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ） <ul style="list-style-type: none"> 5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） 閣議請議書 案件表 配付資料 	2(1)①1(4)								

	(5)国会審議	国会審議文書 (一の項へ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員への説明 ・ 趣旨説明 ・ 想定問答 ・ 答弁書 ・ 国会審議録 ・ 内閣意見案 ・ 同案の閣議請議書 				2(1)①1(5)
	(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書(一の項ト)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官報の写し ・ 公布裁可書(御署名原本) 				2(1)①1(6)
	(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(一の項チ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング 				2(1)①1(7)
		②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(一の項チ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説 ・ ガイドライン ・ 訓令、通達又は告示 ・ 運用の手引 				

3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 庁議の決定 	政令	福島特措法施行令	福島特措法施行令関係（令和〇年20年	度）	2(1)①3(1)	移管	
			②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事の記録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 							
			③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 							
		(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）	<ul style="list-style-type: none"> 法制局提出資料 審査録 							2(1)①3(2)
		(3)意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）	<ul style="list-style-type: none"> 政令案 趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 意見公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由 							2(1)①3(3)
		(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）	<ul style="list-style-type: none"> 各省への協議案 各省からの質問・意見 各省からの質問・意見に対する回答 							2(1)①3(4)
		(5)閣議	閣議を求めたための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）	<ul style="list-style-type: none"> 5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） 閣議請議書 案件表 配付資料 							2(1)①3(5)
(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	<ul style="list-style-type: none"> 官報の写し 公布裁可書（御署名原本） 		2(1)①3(6)							

		(7)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項子） ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項子）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引					2(1)①3(7)	
4	復興庁令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・庁議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	庁令	福島特措法施行規則	福島特措法施行規則関係（令和〇	20年	2(1)①4(1)	移管
		(2)意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）	・復興庁令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由					2(1)①4(2)	
		(3)制定又は改廃	復興庁令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）	・復興庁令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文					2(1)①4(3)	
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	・官報の写し					2(1)①4(4)	
		(5)解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項子）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング					2(1)①4(5)	

			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引						
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は庁議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯										
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	—	—	—	20年	2(1)①5(1)	移管
			②予算その他国会に提出された文書（三の項ハ）	・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・予算参考資料	—	—	—			
		(2)決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	①閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書（三の項イ）	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	—	—	—	2(1)①5(2)		
			②決算に関し、会計検査院に送付した文書及びその検査を経た文書（三の項ロ）	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） （※会計検査院保有のものを除く。）	—	—	—			
			③歳入歳出決算その他国会に提出された文書（三の項ハ）	・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）	—	—	—			

	(3)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）	・法制局提出資料 ・審査録	閣議	質問主意書	質問主意書関係（令和○年度）	2(1)①5(3)
		②閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）	・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料				
		③答弁が記録された文書（四の項ハ）	・答弁書				
	(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）	①立案基礎文書（五の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・庁議の決定	閣議	福島復興再生基本方針	福島復興再生基本方針関係（令和○年度）	2(1)①5(4)
		②立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言				
		③立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ				
		④行政機関協議文書（五の項ロ）	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答				
		⑤閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書（五の項ハ）	・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料				

個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯										
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	—	—	—	10年	2(1)①11(1)	移管
			②立案の検討に関する調査研究文書（十の項）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—			
			③意見公募手続文書（十の項）	・審査基準案・処分基準案 ・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由	—	—	—			
			④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）	・審査基準案・処分基準案 ・行政指導指針案	—	—	—			
		⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）	・標準処理期間案	—	—	—				
	(2)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	・審査案 ・理由	情報公開	情報開示請求	情報開示請求関係（令和〇年度）	10年(国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	2(1)①11(2)	以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ。） ・国籍に関するもの	

<p>(3)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯</p>	<p>不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分案 ・ 理由 				<p>処分がされる日に係る特定日以後5年</p>	<p>2(1)①11(3)</p>	<p>廃棄</p>
<p>(4)補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項の補助金等をいう。以下同じ。）の交付に関する重要な経緯</p>	<p>①交付の要件に関する文書（十三の項イ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付規則・交付要綱・実施要領 ・ 審査要領・選考基準 	—	—	—	<p>交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年</p>	<p>2(1)①11(4)</p>	<p>以下について移管 ・ 補助金等の交付の要件に関する文書</p>
	<p>②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査案 ・ 理由 	—	—	—			
	<p>③補助事業等実績報告書（十三の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書 	—	—	—			

(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ)	・不服申立書 ・録取書	—	—	—	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	2(1)①11(5)	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
	②審議会等文書(十四の項ロ)	・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見	—	—	—			
	③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ)	・弁明書 ・反論書 ・意見書	—	—	—			
	④裁決書又は決定書(十四の項ニ)	・裁決・決定書	—	—	—			
(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書(十五の項イ)	・訴状 ・期日呼出状	—	—	—	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	2(1)①11(6)	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
	②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ)	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証	—	—	—			
	③判決書又は和解調書(十五の項ハ)	・判決書 ・和解調書	—	—	—			

12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	—	—	—	10年	2(1)①12(1)	移管
			②立案の検討に関する調査研究文書(十の項)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	—	—	—			
			③意見公募手続文書(十の項)	・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由	—	—	—			
			④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書(十の項)	・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案	—	—	—			
			⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書(十の項)	・標準処理期間案	—	—	—			
(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)	・審査案 ・理由	許認可等	・特定復興再生拠点区域関係 ・特定帰還居住区域関係	・特定復興再生拠点区域関係(令和〇年度) ・特定帰還居住区域関係(令和〇年度)	10年(国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。)又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	2(1)①12(2)	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの		

(3)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	<ul style="list-style-type: none"> ・処分案 ・理由 	—	—	—	処分がされる日に係る特定日以後5年	2(1)①12(3)	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等及び公益信託に関するもの
(4)補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書(十三の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 	補助金等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック活用まちづくり支援 ・道路等側溝堆積物撤去・処理支援 ・長期避難者生活拠点形成 ・福島原子力災害復興交付金 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック活用まちづくり支援関係(令和〇年度) ・道路等側溝堆積物撤去・処理支援関係(令和〇年度) ・長期避難者生活拠点形成関係(令和〇年度) ・長期避難者生活拠点形成基金運営管理要綱 	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	2(1)①12(4)	以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実績報告書に関するもの
②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査案 ・理由 							
③補助事業等実績報告書(十三の項ハ)	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 							

(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ)	・不服申立書 ・録取書	—	—	—	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	2(1)①12(5)	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
	②審議会等文書(十四の項ロ)	・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見	—	—	—			
	③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ)	・弁明書 ・反論書 ・意見書	—	—	—			
	④裁決書又は決定書(十四の項ニ)	・裁決・決定書	—	—	—			
(6)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書(十五の項イ)	・訴状 ・期日呼出状	—	—	—	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	2(1)①12(6)	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
	②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ)	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証	—	—	—			
	③判決書又は和解調書(十五の項ハ)	・判決書 ・和解調書	—	—	—			

その他の事項										
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	告示	福島特措法告示	・福島特措法告示関係（令和〇年度）	10年	2(1)①14(1)	廃棄
			②立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
			③意見公募手続文書（二十の項イ）	・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由						
			④制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）	・告示案						
			⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	・官報の写し						
		(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	訓令・通達	・行政文書取扱規則	・行政文書取扱規則関係（令和〇年度）	10年	2(1)①14(2)	以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
			②制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）	・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案						
15	予算及び決算に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項イ）	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・庁議の決定 ・庁内調整 ・概算要求書	予算	・既存ストック活用まちづくり支援 ・道路等側溝堆積物撤去・処理支援 ・福島県の原子力災害による避難指示区域等の住民意向調査事業	・既存ストック活用まちづくり支援関係（令和〇年度） ・道路等側溝堆積物撤去・処理支援関係（令和〇年度） ・福島県の原子力災害による避難指示区域等の住民意向調査事業関係（令和〇年度）	10年	2(1)①15(1)	廃棄

②財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一项の項口）	・ 予定経費要求書 ・ 継続費要求書 ・ 繰越明許費要求書 ・ 国庫債務負担行為要求書 ・ 予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書
---	--

<p>③③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書（二十一の項ハ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政事業レビュー ・ 執行状況調査
<p>④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書（二十一の項ニ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の配賦通知

<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島原子力災害復興交付金 ・ 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島原子力災害復興交付金関係（令和〇年度） ・ 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）（令和〇年度）

			④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（二十二の項ニ）	・調書						
			⑤国会における決算の審査に関する文書（二十二の項ホ）	・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置						
16	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十三の項）	・大臣指示 ・庁議の決定 ・庁内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画	機構・定員	機構・定員	機構・定員関係（令和〇年度）	10年	2(1)①16	廃棄
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書（二十九の項）	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	国会	国会答弁	国会答弁関係（令和〇年度）	10年	2(1)①21(1)	以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答
		(2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	—	—	—	10年	2(1)①21(2)	以下について移管 ・審議会その他の合議制の機関に関するもの（部会、小委員会等を含む。）

22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項）	<ul style="list-style-type: none"> 行政文書ファイル管理簿 標準文書保存期間基準 	文書管理	<ul style="list-style-type: none"> 行政文書ファイル管理簿 保存期間表 	<ul style="list-style-type: none"> 行政文書ファイル管理簿関係（令和〇年度） 保存期間表関係（令和〇年度） 	常用（無期限）	2(1)①22	以下について移管・移管・廃棄簿
			②取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）	<ul style="list-style-type: none"> 受付簿 		受付簿	受付簿（令和〇年度）	5年		
			③行政文書ファイル等の廃棄の状況が記録された帳簿	<ul style="list-style-type: none"> 第23条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録 		廃棄の記録	廃棄の記録（令和〇年度）			
			④決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項）	<ul style="list-style-type: none"> 決裁簿 		決裁簿	決裁簿（令和〇年度）	30年		
			⑤行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十三の項）（22の項③に掲げるものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 移管・廃棄簿 		移管・廃棄簿	移管・廃棄簿（令和〇年度）	20年		

23	法令の規定に基づく勧告及び協議、同意、届出、通知、報告、資料の提出要求等並びに当該意思決定に至る過程	(1)法令の規定に基づく他の行政機関等に対する勧告及び当該意思決定に至る過程	①勧告に関する経緯が記録された文書	・大臣指示 ・状況の調査	—	—	—	30年	2(1)①23(1)	以下について移管 ・勧告、協議、同意等のうち特に重要なもの
			②勧告の内容及びその措置結果が記録された文書	・勧告 ・措置結果	—	—	—			
		(2)法令の規定による他の行政機関等に対する協議及び同意並びに当該意思決定に至る過程	①他の行政機関等の協議に関する文書（協議案、他の行政機関等の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。）	・協議案 ・各府省等の質問・意見 ・各府省等の質問・意見に対する回答	協議等	・特定復興再生拠点区域 ・特定帰還居住区域	・特定復興再生拠点区域関係（令和○年度） ・特定帰還居住区域関係（令和○年度）	10年	2(1)①23(2)	
			②同意等の内容が記録された文書	・同意書						
		(3)法令の規定による他の行政機関等に対する届出、通知、報告、資料の提出要求等及び当該意思決定に至る過程	①通知、報告、資料の提出要求等に関する経緯が記録された文書	・報告、資料提出の求め ・調査計画					2(1)①23(3)	
			②届出、通知、報告、資料の提出要求等の内容が記録された文書	・届出書 ・通知文書 ・報告書 ・提出資料						

28	統計、調査等に関する事項	統計の作成、調査及び研究に関する重要な経緯	①統計、調査及び研究に関する文書のうち、特に重要なものに関する調査報告	・調査報告	—	—	—	10年	2(1)①28	以下について移管 ・基幹統計調査の企画に関する決裁文書及び調査報告書 ・一般統計調査の調査報告書
			②統計の企画立案に関する経緯が記録された文書	・基本方針、基本計画 ・要領	—	—	—	5年		
			③統計の承認に関する経緯が記録された文書	・承認申請書	—	—	—			
			④統計の実施に関する経緯が記録された文書	・実施案 ・事務処理基準	—	—	—			
			⑤統計、調査及び研究に関する文書のうち重要なもの(①～④に掲げるものを除く。)	・調査報告 ・論文	調査	・福島県の原子力災害による避難指示区域等の住民意向調査事業	・福島県の原子力災害による避難指示区域等の住民意向調査事業(令和〇年度)	3年 (公表した調査及び研究に関する文書については10年)		
29	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯(19の項及び24の項に掲げるものを除く。)	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約	福島県の原子力災害による避難指示区域等の住民意向調査事業	福島県の原子力災害による避難指示区域等の住民意向調査事業(令和〇年度)	契約が終了する日に係る特定日以後5年	2(1)①29	廃棄

復興局に関する事項										
30	復興庁設置法第17条第3項に規定する組織体に関する事項	復興庁設置法第17条第3項に規定する組織体に関する重要な経緯	復興庁設置法第17条第3項に規定する組織体に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	・議事の記録 ・合意文書	—	—	—	10年	2(1)①30	移管
上記以外のその他の事項										
31	広報に関する事項	広報活動に関する重要な経緯	記者会見に関する文書	大臣等会見想定	会見	閣議後会見想定	・閣議後会見想定（令和○年度）	5年	—	廃棄
32	税制に関する事項	①復興推進計画に関する重要な経緯	復興推進計画に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	復興推進計画	復興推進計画	復興推進計画	復興推進計画関係（令和○年度）	10年	2(2)①	移管

②税制改正要望に関する重要な経緯	所管税制に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・事業者向けアンケート ・税制改正	税制改正	・事業者向けアンケート ・税制改正 ・推進法人に係る税制改正	・事業者向けアンケート関係（令和○年度） ・税制改正関係（令和○年度） ・推進法人に係る税制改正関係（令和○年度）	10年	-	以下について移管 ・行政機関における税制に関する重要な経緯が記録された文書
③税制実態把握に関する調査経緯	税制の実態に関する調査が記録された文書	①・指定申請書 ・復興推進事業に関する実施状況報告書	復興特区税制実態調査	・指定申請書等（08茨城県） ・復興推進事業に関する実施状況報告書（08茨城県）	・指定申請書等関係（〇〇市）等 ・復興推進事業に関する実施状況報告書関係（〇〇市）等	特定日以後5年又は10年（事業終了）	-	廃棄
		②適用状況調査票	復興特区税制実態調査	復興特区税制の適用状況調査票	・復興特区税制の適用状況調査票関係（令和○年度）	3年	-	廃棄
		③認定地方公共団体通知	復興特区税制実態調査	認定地方公共団体への通知	認定地方公共団体への通知関係（令和○年度）	10年	-	廃棄
④政府税制調査会に関する経緯	政府税制調査会の幹事任命経緯が記録された文書	政府税制調査会幹事任命	政府税制調査会	幹事任命	・幹事任命（令和○年度）	3年	-	廃棄

33	陳情・要請に関する事項	陳情・要請	所管事項に係る陳情及び要請等に関する文書	・陳情書・要請書 ・陳情・要請等に対する回答が記録された文書	陳情・要請等	陳情・要請等	陳情・要請等（令和〇年度）	1年	—	廃棄
34	後援名義に関する事項	所管業務に関する支援業務	後援名義に係る決裁文書等	・後援名義使用の申請書類 ・後援名義使用の承認書類	後援名義	後援名義	後援名義（令和〇年度）	3年	—	廃棄
35	その他所管行政に係る意志決定等に関する事項	意志決定に係る経緯（前項までに掲げるものを除く。）	所管事項に係る意志決定を行うための決裁文書等	・決裁文書等	照会案件等	照会案件等	照会案件等（令和〇年度）	5年	—	廃棄

※「事項」、「業務区分」、「当該業務に係る行政文書の類型」、「具体例」、「保存期間」、「文書管理規則の別表第2の該当事項・業務の区分」、「保存期間満了後の措置」は、復興庁行政文書管理規則別表第1及び第2を参考にして記載している。
 ※「大分類」、「中分類」、「小分類」は、「事項」、「業務の区分」、「当該業務に係る行政文書の類型」との対応に留意して、従前の行政文書ファイル管理簿に記載された内容を参考に記載している。